

会 議 録

会議の名称		令和４年度第３回つくば市指定管理者候補者選定検討会議			
開催日時		令和４年１０月２０日（木）１３：３０～１５：３０			
開催場所		市役所　５階　庁議室			
事務局（担当課）		政策イノベーション部企画経営課			
出席者	委員	大久保委員、高谷委員、武田委員、太崎委員、松永委員、宮田委員、松本副市長（座長）、藤光政策イノベーション部長、吉沼教育局長、塚本こども部長（つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室所管）			
	主管課	こども育成課：吉田課長、富田課長補佐、倉持係長（記録者）			
	事務局	政策イノベーション部企画経営課：大越次長、横田課長、中村課長補佐、岩橋係長、高橋主任、瀬戸主任			
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	０人	
非公開の場合はその理由		選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、つくば市情報公開条例第５条第２号（法人等事業活動情報）に該当する情報の聴取が予想されるため非公開とする。			
会議次第		１　開会 ２　つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室に係る指定管理者候補者の選定 （１）実績評価表及び類似施設の運営状況について （２）採点表における加減点の承認について （３）申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点 ①特定非営利活動法人日本スポーツアカデミー ②特定非営利活動法人茨城ＹＭＣＡ （４）集計結果報告及び指定管理者候補者の決定			

<審議内容>

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第3回つくば市指定管理者候補者選定検討会議を開会いたします。本日の選定対象施設については、次第に記載の通り、「つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童課放課後児童室」の1施設になります。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認を行います。

【資料確認】

それでは、この後の会議の進行につきましては、座長である松本副市長に行ってください。よろしくお願いいたします。

○座長 ただいまから大曾根児童館及び大曾根児童館放課後児童室に係る指定管理候補者の選定を行いたいと思います。なお、第1回目の会議でも決定した通りですが、プレゼンテーションとヒアリングの際は、つくば市情報公開条例に規定される不開示情報を含むものとして、プレゼンテーション以降は非公開ということになりますので、よろしくお願いいたします。それでは傍聴者の方おられましたら入室をさせてください。

-傍聴者なし-

○座長 いらっしゃらないので、それでは会議を進めさせていただきます。まず初めに、現在の指定管理者であります茨城YMCAについて、採点表における加減点について承認をするために、次第2の(1)実績評価表及び類似施設の運営状況について所管課のこども育成課から説明をお願いします。

○こども育成課 **【実績評価表及び類似施設業務実績一覧表について説明】**

○座長 いかがでしょうか、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

-質問なし-

○座長 よろしいでしょうか。事務局の案としましては、評価ランクA、そして、加減点がプラス3点というようにございましたが、皆様、それよろしいでしょうか。

-異議なし-

○座長 ありがとうございます。それではプラス3点ということで決定をさせ

ていただきたいと思います。採点表の右上に黄色い帯が入っている茨城YMCAの採点表の一番下から2番目のところ、合計点の上のところに、3点とご記入いただきたいと思います。

- 座長 それでは、会議を進めさせていただきます。選定に当たりましては、まず申請のあった団体等からのプレゼンテーションを受けまして、先ほど承認を受けた採点表を使って委員の皆様へ採点をしていただきます。それでは、プレゼンテーションの方に早速入りたいと思います。特定非営利活動法人日本スポーツアカデミーの方いらっしゃいますか。
それでは入室をお願いします。

【特定非営利活動法人日本スポーツアカデミーによるプレゼンテーション】

- 座長 ありがとうございます。それでは委員から質問させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

- 座長 はい。次に委員、お願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

- 座長 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、委員をお願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

- 座長 それでは、どうもありがとうございました。はい、お願いいたします
○委員 ご説明ありがとうございました。スタッフの人材育成についてお聞きしたいのですが、この10年間やられてきたということですが、職員、スタッフに対し、NPOのどのような研修等を通して、どんな人材が育ってきたと思うかをお聞きできればと思います。
○日本スポーツアカデミー ありがとうございます。ここ10年で、研修というのは、まずミーティングという形で、何かテーマになるようなことを示し、こうした方がいいんじゃないかという足りない内容が出て参ります。毎週ミーティングを行って、1個ずつ改善しているということを10年継続しています。あとは児童クラブでは、報告に関してはその都度テーマがあれば修正していくようなことをミーティングを通して実施しております。また、常勤スタッフだけではなく、その時間外の非常勤のスタッフにも連絡網で共有して、どんど

んブラッシュアップしていくというような取組を10年間やってきています。

○座長 委員お願いします。

○委員 申請書の5ページで、「ホームページの作成」ですが、グローバルに対応した専用のホームページで広く情報を発信するために SNS の活用と書かれておりまして、確かに流行でもありますが、児童館というとやはり地域に根差したというところもある中でグローバル、広く世界に発信していくというところは、どういう目的で考えておられますか。

○日本スポーツアカデミー ありがとうございます。グローバルに申しまして、例えば英語表記を合わせたホームページを開設するということの他に、日本語だけじゃなくて、外国人の方でもこのホームページを配信できるように、またその SNS にも繋がる話ですが、多くのイベントを企画させていただく中で、児童館に参加してくれている方々、特定地域の方々にも、つくば市内の方々にも広く参加していただきたく、多くの人に参加してもらうように多く発信をしていく必要があるかなと思ひまして、ご提案をさせていただいております。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 ありがとうございます。少し時間が過ぎていますが、ぜひもう一つぐらいいかがでしょうか。

○委員 自主事業を見させていただきまして、すごく盛り込んでいただいて予定されているというような感じで拝見していますが、この陸上等というのはどこでやっていただけるのでしょうか。グラウンドはないと思うのですが。

○日本スポーツアカデミー 陸上と申し上げると、400mトラックがあってすごく大きな場所で、開放的に 50m100m を走るといような印象があると思いますが、大曽根児童館の目の前には広場があり、体育館もございまして、十分その中でも、もちろん我々が工夫をさせていただいて、陸上の教材と申し上げますが、陸上競技でよく使うようなものを工夫して、弊社オリジナルのような形で、時期に合わせて実施します。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○委員 ありがとうございます。もう1点だけ、英語教室ですが、回数を見ると、毎日実施すると思いますが、これは毎日やっていただけるということですか。

○日本スポーツアカデミー ありがとうございます。毎日です。外国人スタッフが当法人に在籍しておりまして、外国人スタッフにより毎日実施しております。

○座長 ありがとうございます。申請者の方、お答えいただきありがとうございます。

【申請者退出】

○座長 それでは採点表の方にご記入をお願いしたいと思います。何か質問したいことがございましたら随時お受けいたします。

～採点～

○座長 また後で記入の時間がございますので、採点表は一緒をお願いしたいと思います。それでは、次の特定非営利活動法人茨城YMCAのプレゼンテーションに入りたいと思います。申請者の方の入室をお願いします。

【特定非営利活動法人茨城YMCAによるプレゼンテーション】

○座長 ご説明ありがとうございます。それでは委員から質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○委員 ご説明ありがとうございます。安全安心の対応のところで一つお聞きしたいのですが、新型コロナの状況のもとではいろいろご苦労があったと思います。ここに利用者自らが、衛生に対して高い意識を持つよう働きかけていきますと載っていますが、具体的にはどのようなことをなされてきたのでしょうか。

○茨城YMCA まずは、基本的な手指の消毒であったり、マスクの着用、そういったところについては、掲示をしたり、利用される方々にできる限り呼びかけをしておりました。そしてまた、児童クラブ利用者に関しましては、特に学校の長期休みの期間におきましては、1日の保育の最初のところで、健康チェックカードを配布して、そして朝の健康状態の確認を徹底していただき、そしてその確認をしていただいた上で、登所をしていただくというような形をとっておりました。これもそれぞれのご家庭の協力なしには出来なかったなと思います。そのようにして、それぞれの利用される方々に、自発的にやはり安全安心、健康面での不安がないように、意識を持って取り組んでいただくということにご協力いただいたものと考えています。

○座長 はい、ありがとうございます。他にありましたらお願いします。

○委員 プレゼンありがとうございます。先ほどプレゼンの中で、アンケー

トの中で、ご指摘があったのかなと思いますが、アンケートを踏まえて改善した部分があったらご紹介をいただければと思います。

○茨城YMCA これまでのアンケート、様々なご意見、ご指摘をいただいております。一つ改善してきた点を挙げるとするとすれば、やはり職員の声かけ、挨拶が少なかったというお声を以前に伺いまして、それに関して、特に全体でこの声を共有して、できる限り意識を持って、お声掛けを元気よくするように心がけました。それによって今年のアンケートは、いつも心より挨拶をいただいておりますというようなお声をいただくことができました。

今後のことについては、これまで行ってきたようなプログラムをぜひ戻していただきたいと思いますという声もいただいておりますので、できる限りその方に応えられるような方向に、私どもは検討していきたいと考えています。

○座長 他にありましたらお願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 他にございましたらお願いします。委員お願いします。

○委員 この5年間の指定管理をされてきて、運用上の最大の課題を、どのように考えられているかっていうことと、今後5年間でどのように解決していくのかをお聞かせいただければと思います。

○茨城YMCA 私は、後半の2年間昨年今年と現場に立ち至って参りました。やはり私が立ったときには、コロナの真ただ中で、活動に非常に支障をきたすという状況でした。何をするにしても、非常に厳しく、そしてまた少し兆しが良くなってきたと思うとまたどんどん落ち込んでしまうというような、そういう非常に不安定な状況の中での2年間でした。ですので、これからはやはりどのようにしてこのコロナという状況の中で、児童館活動をより活発にするかになります。再開できるイベントを再開し、できる活動をさらに模索しながら、新しいプログラム等も検討しながらやっていかなければならないと思っています。コロナの状況において、先日、3年ぶりに児童館まつりを半日だけ開催したところ、300人を超える地域住民の方々が、お子様連れで楽しんでいただきました。我々は100人来ればいいだろうと思っていたのですが、予想をはるかに超えて、地域の方々が、児童館のイベントっていうのをすごく欲していらっしゃるっていうところを感じ取ることができたので、できる限り子供たちが自分の生活の中にあっても、満足に繋がるようなプログラムをどのようにして展開できるかというのが、これからの我々の課題だと考えております。

○座長 はい、ありがとうございます。他にございますか。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 ありがとうございます。他にございますか。よろしいでしょうか。
はいお願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは申請者の方、
ご退出いただければと思います。本日はありがとうございました。

【申請者退出】

○座長 それでは採点表の方にご記入をお願いしたいと思います。ご質問等あ
りましたら、お聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。

～採点～

採点表の記入は終わりましたでしょうか。それでは、事務局で回収させて
いただきまして、集計に入りたいと思います。

○事務局 これから事務局で集計をさせていただきます。お時間の方15分程度
いただきたいと思いますので、この間休憩にしたいと思います。よろしくお
願いいたします。

【休憩】

○座長 それでは会議を再開したいと思います。事務局から集計結果の報告を
お願いします。

○事務局 事務局でございます。集計結果につきまして、ご報告させていた
きます。本日、2者の事業者の方にプレゼンテーションをしていただきまし
て、事務局で集計を行いました。本日の基礎資料4、つくば市指定管理者候補
者及び次点候補者の選定に関する基準の第5条第3項にて、委員の過半数が
基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者とし
て選定しないと規定しております。今回は、基準点が51点となっており、委
員の過半数以上が基準点に満たないと評価した申請者はありませんでしたの
で、合計点数による順位付けによりまして、候補者及び次点候補者を選定いた
します。まず1番目にプレゼンテーションをしていただきました特定非営利
活動法人日本スポーツアカデミー様につきましては、第1順位をつけた方が
2名となっております。次に、2番目にプレゼンテーションを行っていただき
ました、特定非営利活動法人茨城YMCA様につきましては、第1順位をつけ

た方が8名という結果になっております。これによりまして、第1順位の最も多い申請者は、2番目にプレゼンテーションを行っていただきました茨城YMCA様となりました。以上で報告になります。

○座長 ただいまの報告についてご質問ございましたらお願いいたします。
ないでしょうか。

それでは申請者茨城YMCAを大曽根児童館及び大曽根児童館放課後児童室の指定管理者候補者として、また申請者日本スポーツアカデミーを次点候補者として市長に報告したいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

- 異議なし -

○座長 ありがとうございます。それでは、事務局から報告書案について説明
お願いします。

○事務局

【報告書案の説明】

○座長 ただ今説明いたしました、報告書案についてはいかがでしょうか。この
通りでよろしいでしょうか。

- 異議なし -

○座長 ありがとうございます。今後市長報告と12月議会に上程したいと思
います。以上で本日の大曽根児童館及び大曽根児童館放課後児童室に係る指定
管理者候補者の選定は終了となります。

それでは最後に事務局から連絡事項等ございましたらお願いいたします。

○事務局

【連絡事項】

○座長 以上で、第3回会議を閉会いたします。委員の皆様には御多忙中、公
平な選定に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

< 終了 >

令和4年度第3回つくば市指定管理者候補者選定検討会議 次第

日時 令和4年(2022年)10月20日(木) 13時30分から

場所 つくば市役所本庁舎5階 庁議室

令和4年度選定対象施設：○つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室

1 開会

2 つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室に係る指定管理者候補者の選定(P23～35 資料1)

- (1) 実績評価表及び類似施設の運営状況について
- (2) 採点表における加減点の承認について
- (3) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
 - ①特定非営利活動法人日本スポーツアカデミー
 - ②特定非営利活動法人茨城YMCA
- (4) 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定

3 閉会

配付資料

基礎資料1	つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
基礎資料2	つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(一部抜粋)
基礎資料3	つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱
基礎資料4	つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準 (指定管理者候補者選定検討会議 採点表 及び 実績評価表)
基礎資料5	令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿(1施設分)
参考資料1	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
参考資料2	つくば市情報公開条例(一部抜粋)
資料1	大曾根児童館及び大曾根児童館放課後児童室に係る指定管理者候補者選定検討会議採点表・実績評価表・類似施設業務実績一覧表・指定管理者候補者選定検討結果報告書(案)

〇つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成16年12月28日

条例第37号

改正 平成27年 9 月25日 条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせる指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ次に掲げる事項等を告示するものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 管理の基準及び業務の範囲
- (3) 管理を行う期間
- (4) 指定の申請に係る資格要件
- (5) 指定に係る申請の方法
- (6) 公募に係る応募期間（以下「申請期間」という。）
- (7) 施設の利用者数、決算その他運営状況に関する資料（新規施設にあつては事業実施計画書等）

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書及び収支予算書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類
- (指定管理者の指定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、及び議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書に基づく公の施設の管理運営が住民の平等利用を確保するものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであり、かつ、公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を、安定的で、かつ、継続的に行うことができる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、市長は、公の施設の設置目的を効果的、かつ、適正に達成することができるものと認められる団体で、つくば市が出資しているものを指定管理者の候補者として選定することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理する公の施設の利用状況その他の管理業務状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告等)

第6条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実

地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理が適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例37・旧第10条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第37号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

〇つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規

則（一部抜粋）

平成17年 2 月24日

規則第 5 号

改正 平成23年 8 月24日規則第37号 平成26年 7 月28日規則第48号

平成29年 1 月27日規則第 2 号 平成31年 3 月22日規則第10号

令和 4 年 3 月31日規則第45号 令和 4 年 9 月27日規則第79号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書等）

第 2 条 条例第 3 条の規則で定める申請書は、指定申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 3 条第 1 号の事業計画書は様式第 2 号に、同号の収支予算書は様式第 3 号によるものとする。

3 条例第 3 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する団体が新規設立の理由により第 3 号に掲げる書類を作成できない旨の理由書の提出があった場合は、この限りでない。

（1）申請に係る団体の概要書（様式第 4 号）

（2）申請に係る団体の定款又は寄附行為の写し及び履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあつては、規約、会則その他これらに類するもの、役員名簿及び代表者の住民票の写し）

（3）第 1 項の申請書を提出する日の属する事業年度を除いた直近 3 事業年度分の次に掲げる書類

ア 申請に係る団体の活動状況、経営状況等が確認できる事業報告書

イ 申請に係る団体の収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(平23規則37・平29規則2・令4規則79・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第3項第1号の規定の適用については、この規則の公布の日から平成17年3月6日までの間は、同号中「登記事項証明書」とあるのは、「登記簿の謄本」とする。

附 則（平成23年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第45号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
- (2) 市内に在住し、在勤し、在学する者で、公募により市長が選定するもの
- (3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

(会議等)

第4条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、副市長をもって充てる。

指定管理 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

6 検討会議の会議は公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。

(1) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第 5 条各号の不開示情報に関し検討を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りではない。

（委員の責務）

第 5 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（結果の公表）

第 6 条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

（庶務）

第 7 条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

- 3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

- 2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

- 3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年2月3日から施行する。

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合 計 点 数				(基準点)
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要

施設概要	名称									
	所在地									
	関係条例等									
	設置目的									
指定管理者	名称									
	所在地									
指定管理業務の内容										
指定期間										
総合評価(年度評価)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

評 価 項 目		
(1) 管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	
【評価の理由】		
(2) 運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	
【評価の理由】		

2 評価結果

評 価 項 目		
(3)収支状況	項目	視点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。
	【評価の理由】	
【総合評価】		
合計評価点		評価ランク
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。		

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回る素晴らしい成果があがったもの
 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なものの
 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加点
 A: 3点加点
 B: 0点
 C: 3点減点
 D: 5点減点

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 委員名簿
 (E) つくば市立大曾根児童館及び
 つくば市立大曾根児童館放課後児童室

(敬称略)

	外部・庁内別	氏 名	所 属 等
1	座長	松本 玲子	つくば市副市長
2	外部委員	大久保 良文	つくば市主任児童委員連絡会 会長
3		高谷 豊	税理士
4		武田 直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
5		太崎 駿	市民委員
6		松永 太	市民委員
7		宮田 美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	塚本 浩行	つくば市こども部長（施設所管部）
9		藤光 智香	つくば市政策イノベーション部長
10		吉沼 正美	つくば市教育局長

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込み

があるとき。

- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

- (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

- 2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。
- 3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。
- 4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍

聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市開発審査会条例の一部改正)

- 3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正)

- 4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正)

- 5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正)

- 6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

（行政文書の開示義務）

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1）（略）

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（3）～（6）（略）

（平 29 条例 22・一部改正）

**つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室
指定管理者候補者選定検討会議 採点表**

配 点

5： 1＝好ましくない 2＝普通より劣る 3＝普通 4＝普通より優れている 5＝優れている

7： 1＝好ましくない 2＝普通より劣る 3＝普通よりやや劣る 4＝普通 5＝普通よりやや優れている 6＝普通より優れている 7＝優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	施設の設置目的に沿った自主事業 ※施設の魅力を高める自主事業を企画しているか	様式第3号(2)	7	4
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合 計 点 数			86	(基準点) 51
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	こども部こども育成課
評価対象期間	平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで(4年間)

1 施設の概要

施設概要	名称	つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室			
	所在地	つくば市大曾根447番地3			
	関係条例等	児童福祉法、つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例及び施行規則、つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例			
	設置目的	つくば市の児童の適切な遊びと生活の場を与え、その健康を増進するとともに情緒を豊かにし、児童の健全な育成を図る。児童と地域の高齢者との世代交流、地域交流等の子育て支援の拠点施設を目指す。			
指定管理者	名称	特定非営利活動法人 茨城YMCA			
	所在地	つくば市東新井24番地7			
指定管理業務の内容		1 施設の運営に関して行わなければならない業務(指定管理業務) ① 児童の遊びの指導を行う事業 ② 母親クラブ、子供会その他の児童の健全な育成に関する活動を行う地域組織を育成し、支援する事業 ③ 放課後児童健全育成事業(利用料の徴収等含む) ④ 児童と高齢者等との多世代交流事業 ⑤ 父母その他の保護者の子育てを支援する事業 ⑥ 地域交流事業 ⑦ 児童館の施設利用許可等に関する業務 ⑧ 児童館施設及び物品の維持管理に関する業務 2 施設の維持管理に関して行わなければならない業務(指定管理業務) ① 建築物保守管理業務 ② 設備管理業務 ③ 清掃業務 ④ 保安警備業務			
指定期間		平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで(5年間)			
総合評価(年度評価)		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
		B	B	A	A

管理運営実績データ

施設名 つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室

施設名	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等	児童と高齢者との多世代交流や地域の子育て支援拠点として魅力ある児童館運営を目指す。 令和2年度以降の運営については、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なことから来館者数の増を目指すのではなく感染対策を徹底した安全、安心な居場所づくりを目指す。	【H30年度】 開館日数 255日 のべ来館者数 26,390人(-8409人) 【内訳】 幼児 1,586人(-638人) 小学生 21,498人(-5225人) 中学生 35人(-126人) 大人 3,271人(-2420人) 地域団体の児童館・筑穂館利用回数 241回 【H31/R1年度】 開館日数 252日 のべ来館者数 27,954人(+1564人) 【内訳】 幼児 1,386人(-200人) 小学生 23,372人(+1874人) 中学生 20人(-15人) 大人 3,176人(-95人) 地域団体の児童館・筑穂館利用回数 210回(-31) 【R2年度】 開館日数 254日 のべ来館者数 22,913人(-5041人) 【内訳】 幼児 623人(-763人) 小学生 20,937人(-2435人) 中学生 0人(-20人) 大人 1,353人(-1823人) 地域団体の児童館・筑穂館利用回数 106回(-104) 【R3年度】 開館日数 254日 のべ来館者数 21,178人(-1735人) 【内訳】 幼児 507人(-116人) 小学生 19,238人(-1699人) 中学生 4人(+4人) 大人 1,429人(+76人) 地域団体の児童館・筑穂館利用回数 154回(+48回) ()…前年度比 ※来館者に児童クラブ利用者も含む。	H30年度に小学生の来館者数が大きく減少しているが、これは大曽根小学校区にH30から新しく民間児童クラブが開所したため、大曽根児童館で一般来館利用をしていた児童が、民間児童クラブに移動したためである。 R1年度に利用者数は増加したものの、R2年度以降は新型コロナウイルス感染症による小学校の臨時休校や利用自粛によって、大幅な来館者数の減が続いた。 コロナ禍においては利用者数や稼働率の増を目指すのではなく、新型コロナウイルス感染症対策に十分に配慮した運営を実施するよう指示した。
自主事業 (講座・セミナー等)	多種多様なイベント・クラブの実施により多世代交流や地域交流を図る。	【H30年度】 実施回数 294回 参加者数 10,430人 【H31年度/R1年度】 実施回数 253回(-41回) 参加者数 9,946人(-484人) 【R2年度】 実施回数 191回(-62回) 参加者数 8,252人(-1,694人) 【R3年度】 実施回数 243回(+52回) 参加者数 8,539人(+287人) ()…前年度比	茨城YMCAでは多種多様な自主事業を展開しており、コロナ禍であっても、毎年20以上の事業を年間を通じて実施した。

アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)	年2回利用者アンケート を実施する(自由記述 有)。 利用者のニーズや不満点 を聴取し、サービス向上 に役立てる。	【H30年度】 回答数206件 管理は行き届いているか 満足: 89.3% 普通: 8.7% 不満: 0.5% 利用しやすいか 満足: 93.2% 普通: 6.3% 不満: 0.0% 職員の対応 満足: 91.7% 普通: 6.3% 不満: 0.0% 【H31年度/R1年度】 回答数158件 管理は行き届いているか 満足: 94.3% 普通: 5.1% 不満: 0.0% 利用しやすいか 満足: 96.8% 普通: 2.5% 不満: 0.0% 職員の対応 満足: 92.7% 普通: 3.8% 不満: 0.6% 【R2年度】 回答数173件 管理は行き届いているか 満足: 97.1% 普通: 2.9% 不満: 0.0% 利用しやすいか 満足: 95.4% 普通: 4.0% 不満: 0.0% 職員の対応 満足: 95.4% 普通: 3.5% 不満: 0.6% 【R3年度】 施設利用者 回答数92件 管理は行き届いているか 満足: 92.4% 普通: 6.5% 不満: 1.1% 利用しやすいか 満足: 92.4% 普通: 6.5% 不満: 1.1% 職員の対応 満足: 91.3% 普通: 8.7% 不満: 0%	施設利用者へのアンケート では、各項目に対し、毎年 平均して90%以上「満足」と の評価を得られているた め、引き続きサービスの維 持及び向上に努めるように 指示している。
--	--	---	---

収支状況	【H30年度】 予算額 <収入> 32,730,000円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,320,000円 自主事業 320,000円 カラオケ使用料・その他 90,000円 <支出> 32,730,000円 【内訳】 人件費 18,600,000円 管理運営費等 14,130,000円	【H30年度】 決算額 <収入> 32,530,265円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,002,000円 自主事業 422,750円 カラオケ使用料・その他 105,515円 <支出> 32,530,265円 【内訳】 人件費 12,494,960円 管理運営費等 18,304,364円 (次年度繰越金を含む 1,730,941円)	収入の予算決算を比較すると、令和2年以降収入が増加しているが、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金(消耗品等購入費、利用料返還補助等)によるものである。 また、支出において、人件費の決算額が予算額を大きく下回っているのは、茨城YMCAの本部から派遣される一部の職員について、人件費ではなく本部経費として計上されていることによるものである。
	【H31/R1年度】 予算額 <収入> 32,785,000円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,320,000円 自主事業 412,000円 カラオケ使用料・その他 53,000円 <支出> 32,785,000円 【内訳】 人件費 17,400,000円 管理運営費等 15,385,000円	【H31年度/R1年度】 決算額 <収入> 34,069,574円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,078,000円 自主事業 477,400円 カラオケ使用料・その他 231,087円 前年度繰越金1,283,087円 <支出> 34,069,574円 【内訳】 人件費 10,698,655円 管理運営費等 23,370,919円 (次年度繰越金を含む 1,358,096円)	
	【R2年度】 予算額 <収入> 33,195,000円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,480,000円 自主事業 475,000円 カラオケ使用料・その他 240,000円 <支出> 33,195,000円 【内訳】 人件費 16,200,000円 管理運営費等 16,995,000円	【R2年度】 決算額 <収入> 36,389,127円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,158,000円 自主事業 175,050円 カラオケ使用料・その他 234,187円 前年度繰越金1,358,096円 本部繰入金 412,634円 補助金 2,051,160円 <支出> 36,389,127円 【内訳】 人件費 11,457,983円 管理運営費等 24,931,144円 (次年度繰越金を含む 2,327,483円)	
	令和3年度予算額 <収入> 33,240,000円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,460,000円 自主事業 544,000円 カラオケ使用料・その他 236,000円 <支出> 33,240,000円 【内訳】 人件費 16,200,000円 管理運営費等 17,400,000円	【R3年度】 令和3年度決算額 <収入> 32,441,950円 【内訳】 市委託料 28,000,000円 児童クラブ利用料 4,101,600円 自主事業 181,450円 カラオケ使用料・その他 124,800円 本部繰入金 30,100円 前年度児童クラブ利用料 4,000円 <支出> 32,441,930円 【内訳】 人件費 11,881,547円 管理運営費等 19,557,767円 (次年度繰越金を含む 604,636円)	

2 評価結果

評価項目		
(1)管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	3
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	3
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	2
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	2
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	2
【評価の理由】 ①遊具、清掃点検は毎月欠かさずことなく報告するとともに、設備の保守点検や園庭の剪定等も適切に実施している。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止について、通常の消毒等の対策に加え、掲示物や職員の声かけを徹底し、対策した点を評価した。 ③令和2年度からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修の中止が多くあった中、感染症対策を実施しつつ茨城YMCAが主催する職員研修に参加し、職員のスキルアップに努めている。		
(2)運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	2
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	3
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	3
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	3
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	2
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	3
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。地域の住民や団体との連携が図られているか。地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	3
【評価の理由】 ②指定事業については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら安全、安心な児童館事業や児童クラブ事業を実施したことを高く評価したい。 ③自主事業については、収益目的ではなく実質的には指定管理業務を補完するイベント事業の実施がメインとなっている。新型コロナウイルス感染症の影響で、地域交流を意識した事業を積極的に実施できない時期はあったが、新型コロナウイルス感染症が流行中であっても児童が楽しめる事業の実施に取り組んでいることを高く評価したい。事業者の創意工夫としては、継続的に夏休み等の児童クラブ利用者の保護者に対して、玄関に今日の出来事を掲示板にまとめるなどにサービス向上を図っていたことも高く評価したい。 ④毎年度、アンケート結果や利用者の声を反映してサービス向上に努めていることを高く評価したい。 ⑥4年間を通じてアンケートの3項目(管理面、運営面、職員面)とも全て平均90%を超えたことを高く評価したい。 ⑧令和2年度から地域で下校時の児童を見守る「くすのき隊」に参加したり、大穂地区子育て応援ネットワーク団体「くすのき会」の事務局を担当するなど、継続して地域協働に積極的に取り組む姿勢は指定事業以上の働きがあるとして高く評価したい。		

2 評価結果

評価項目		
(3)収支状況		評点
項目	視点	
①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	2
②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	2
【評価の理由】		

【総合評価】

合計評点	41	評価ランク	A
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。			
利用者アンケートによる満足度は高い評価を維持しており、運営4年目を迎え、地域の交流拠点としての認知度も高まっている。特に令和2年度と令和3年度には新型コロナウイルス感染症対策として大曽根小学校の臨時休校があった際には、児童クラブ事業も1日保育の対応となったが、想定外の対応についても適切かつ迅速に対応したことを高く評価したい。 また、多世代交流施設を含む児童館の団体利用についても、令和2年度に感染症の予防対策を目的として自ら作成したガイドラインに基づき、安全、安心な運営のために高い意識をもって業務を遂行し、結果、令和3年度は団体利用者数が前年度比で増加していることを高く評価したい。			

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4:目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
 3:目標や計画を上回る成果があったもの
 2:目標や計画どおりの成果があったもの
 1:工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
 0:目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S:総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A:総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B:総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C:総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D:総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S:5点加点
 A:3点加点
 B:0点
 C:3点減点
 D:5点減点

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室

所管課

こども部こども育成課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
特定非営利活動法人 日本スポーツアカデミー	放課後スポーツ教室(つくば市)	その他	7年4ヶ月(継続中)	無
	SAN栗原中坪児童クラブ(つくば市)	委託	5年0ヶ月(継続中)	無
	SAN栗原下坪児童クラブ(つくば市)	委託	4年4ヶ月(継続中)	無
	SAN栗原台坪児童クラブ(つくば市)	委託	2年4ヶ月(継続中)	無
	SAN竹園児童クラブA(つくば市)	委託	3年4ヶ月(継続中)	無
	SAN竹園児童クラブB(つくば市)	委託	3年4ヶ月(継続中)	無
	SANみどりの児童クラブ(つくば市)	委託	1年8ヶ月(継続中)	無
特定非営利活動法人 茨城YMCA	大曾根児童館(つくば市)	指定管理	4年4ヶ月(継続中)	無
	第1わいわい児童クラブ(つくば市)	委託	18年4ヶ月(継続中)	無
	第2わいわい児童クラブ(つくば市)	委託	8年4ヶ月(継続中)	無
	YMCA第1国際児童クラブ(つくば市)	委託	7年4ヶ月(継続中)	無
	YMCA第2国際児童クラブ(つくば市)	委託	5年4ヶ月(継続中)	無
	第1わいわい児童クラブみどりの(つくば市)	委託	8年4ヶ月(継続中)	無
	第2わいわい児童クラブみどりの(つくば市)	委託	3年4ヶ月(継続中)	無
	みどりみらいの児童クラブ(つくば市)	委託	0年4ヶ月(継続中)	無
	わいわい児童クラブ牛久(牛久市)	委託	7年4ヶ月(継続中)	無
	YMCAひかりの子第1(つくば市)	その他	5年4ヶ月(継続中)	無
	YMCAひかりの子第2(つくば市)	その他	1年4ヶ月(継続中)	無
	YMCA幼保園(つくば市)	その他	28年4ヶ月(継続中)	無
	YMCAつくばオリーブ保育園(つくば市)	その他	4年4ヶ月(継続中)	無
	牛久オリーブ保育園(牛久市)	その他	2年4ヶ月(継続中)	無
	こひつじクラブ(つくば市)	その他	5年4ヶ月(継続中)	無
	こひつじクラブ(牛久市)	その他	2年4ヶ月(継続中)	無
	社会福祉協議会との協働(つくば市)	その他	28年4ヶ月(継続中)	無
	指導者・ボランティア派遣(取手市・常総市)	その他	28年4ヶ月(継続中)	無
	ボランティア受入れ(つくば市ほか)	その他	28年4ヶ月(継続中)	無
	子育て相談支援「ぶどうの木」(つくば市)	その他	0年4ヶ月(継続中)	無

つくば市立大曾根児童館及び
つくば市立大曾根児童館放課後児童室
指定管理者候補者選定検討結果報告書（案）

令和4年(2022年)10月20日

つくば市指定管理者候補者選定検討会議

（事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課）

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室
- (2) 所在地 資料 2 「つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成 13 年つくば市条例第 9 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室施設概要」参照

3 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	備 考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	つくば市主任児童委員連絡会 会長	大久保 良文	外部委員
3	税理士	高谷 豊	
4	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	
5	市民委員	太崎 駿	
6	市民委員	松永 太	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	こども部長（施設所管部長）	塚本 浩行	庁内委員
9	政策イノベーション部長	藤光 智香	
10	教育局長	吉沼 正美	

5 選定までの経過

令和4年7月11日（月）～令和4年8月10日（水） 募集要項配布

令和4年7月11日（月）～令和4年7月29日（金） 質問受付

令和4年7月20日（水） 現地説明会

令和4年7月20日（水）～令和4年8月10日（水） 申請書類受付

令和4年8月12日（金）～令和4年9月28日（水）

第一次審査（こども部こども育成課、政策イノベーション部企画経営課
による書類審査）

令和4年9月29日（木） 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催

令和4年10月20日（木） 第3回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名 称：特定非営利活動法人日本スポーツアカデミー

所在地：茨城県つくば市竹園三丁目18番地2 E棟2階201番

【申請者2】 名 称：特定非営利活動法人茨城YMCA

所在地：茨城県つくば市東新井24番地7

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者 1	申請者 2	市上限額
令和 5 年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円
令和 6 年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円
令和 7 年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円
令和 8 年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円
令和 9 年度	27,240 千円	30,600 千円	30,600 千円

8 審査

申請要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／こども部こども育成課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料 3 参照）に基づき、採点表（資料 4 参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

- (1) 候補者

【申請者●】

名 称：
所在地：
代表者：
設 立：
資本金：
事業内容：
主な実績：

- (2) 次点候補者

【申請者●】

名 称：
所在地：
代表者：
設 立：
資本金：
事業内容：
主な実績：

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第6条の2及び第6条の3に基づき、申請者●を候補者として選定し、申請者●を次点候補者として選定した。